

■事業停止処分の実施状況（令和6年4月1以降）

（令和7年2月6日時点）

命令の日	事業者名	処分の理由	処分の内容
令和6年12月12日	森 智紀	遊漁船の利用者の生命又は身体について損害が生じ、その被害者に対してその損害の賠償を行うべき場合に備えてとるべき措置（損害賠償措置）が、農林水産省令で定める基準に適合していない者に該当することとなった。	事業の一部（森智紀が所有する船舶「海鈴」の使用）を3日間停止。
令和7年2月6日	小川 穂積	遊漁船に乗り組んで利用者の安全の確保及び利益の保護並びに漁場の安定的な利用関係の確保に関する業務を行う者で、農林水産省令で定める基準に適合するもの（遊漁船業務主任者）を選任していない者に該当することとなった。	事業の全部を3日間停止。